

議案第106号

さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年6月10日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市税条例等の一部を改正する条例

(さいたま市市税条例の一部改正)

第1条 さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(所得割の課税標準) 第19条 [略] 2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。 <u>ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</u> 3～6 [略] (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第29条の3 [略] 2・3 [略] 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告	(所得割の課税標準) 第19条 [略] 2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。 3～6 [略] (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第29条の3 [略] 2・3 [略] 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告

書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 [略]

(法人の市民税の申告納付)

第45条 [略]

2～5 [略]

6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第46条第3項及び第48条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第46条第3項及び第48条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第48条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第46条 [略]

2 [略]

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るもの）にあっては、当該修正申告書を提出

書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 [略]

(法人の市民税の申告納付)

第45条 [略]

2～5 [略]

6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第46条第3項及び第48条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第46条第3項及び第48条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第48条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第46条 [略]

2 [略]

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るもの）にあっては、当該修正申告書を提出

した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第64条 法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の10までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営業者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営業者者に無料で使用させていることを証明する書類を添付しなければならない。

(1)～(6) [略]

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第66条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

（都市計画税の納税義務者等）

第152条 [略]

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項、第28項又は第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格に当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

3・4 [略]

附 則

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第10条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセン

した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第64条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営業者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営業者者に無料で使用させていることを証明する書類を添付しなければならない。

(1)～(6) [略]

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第66条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

（都市計画税の納税義務者等）

第152条 [略]

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項又は第28項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格に当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

3・4 [略]

附 則

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第10条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセン

トを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第48条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第48条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第48条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 [略]

第15条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 [略]

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第18条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する市町村の条例で定める割合は、それぞれ同表の

トを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第48条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第48条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第48条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 [略]

第15条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 [略]

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第18条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する市町村の条例で定める割合は、それぞれ同表の

右欄に定めるものとする。

[略]	
法附則第15条第2項第6号	[略]
法附則第15条第8項	3分の2
法附則第15条第18項本文	5分の3
法附則第15条第18項ただし書	2分の1
法附則第15条第30項	2分の1
法附則第15条第31項	2分の1
法附則第15条第36項	3分の2
法附則第15条第39項	[略]
法附則第15条第40項	[略]
法附則第15条の8第4項	3分の2

第36条 削除

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

第52条 附則第30条の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、同条中「固定資産税」とあるのは、「都市計画税」とする。

(読替規定)

第54条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第30項から第33項まで」と

右欄に定めるものとする。

[略]	
法附則第15条第2項第6号	[略]
法附則第15条第37項	[略]
法附則第15条第38項	[略]

(たばこ税の税率の特例)

第36条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第103条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第106条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

第52条 附則第30条の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、これらの規定中「固定資産税」とあるのは、「都市計画税」とする。

(読替規定)

第54条 法附則第15条第1項、第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第28項」とあるのは、「若し

あるのは、「若しくは第30項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

くは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年さいたま市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中第14条の改正を次のように改める。

(市民税の納税義務者等)

第14条 [略]

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。
- 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第18条第2項の表第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(市民税の納税義務者等)

第14条 [略]

- 2 外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。
- 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第18条第2項の表第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

第1条中附則第31条の次に1条を加える改正を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第32条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第91条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第91条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

- 2 法附則第30条第3項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車は平成27年4月1日から平成

28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第91条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第91条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第91条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 第1条中第91条(第2号ア(イ)から(ロ)までに係る部分に限る。)の改正並びに附則第4条第1項及び第6条(第1条の規定による改正後のさいたま市市税条例(以下「改正後の条例」という。)附則第32条第1項に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日</p> <p>(5) 第1条中第14条第2項及び第3項の改正、第45条第2項及び第5項の改正、第48条第1項の改正、第91条(第2号ア(イ)から(ロ)までに係る部分を除く。)の改正並びに第143条第1項の改正並びに附則第31条を削る改正、附則第32条の改正及び附則第31条の次に1条を加える改正並びに次条第2項、附則第4条第2項、第5条及び第6条(改正後の条例附則第32条第1項に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日</p> <p>(6) [略]</p> <p>第5条 改正後の条例附則第32条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。</p> <p>2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る改正後の条例附則第32条第1項の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る改正後の条例第91条及び改正後の条例附則第32条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="167 1861 764 2065"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>改正後の条例附則第32条第1項の表以外の部分</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>改正後の条例附則第32条第1項の表第91条第2号アの項</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]		改正後の条例附則第32条第1項の表以外の部分	[略]	改正後の条例附則第32条第1項の表第91条第2号アの項	[略]	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 第1条中第91条(第2号ア(イ)から(ロ)までに係る部分に限る。)の改正並びに附則第4条第1項及び第6条(第1条の規定による改正後のさいたま市市税条例(以下「改正後の条例」という。)附則第32条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日</p> <p>(5) 第1条中第14条第2項及び第3項の改正、第45条第2項及び第5項の改正、第48条第1項の改正、第91条(第2号ア(イ)から(ロ)までに係る部分を除く。)の改正並びに第143条第1項の改正並びに附則第31条を削る改正、附則第32条の改正及び附則第31条の次に1条を加える改正並びに次条第2項、附則第4条第2項、第5条及び第6条(改正後の条例附則第32条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日</p> <p>(6) [略]</p> <p>第5条 改正後の条例附則第32条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。</p> <p>2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る改正後の条例附則第32条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る改正後の条例第91条及び改正後の条例附則第32条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="836 1861 1433 2065"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>改正後の条例附則第32条の表以外の部分</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>改正後の条例附則第32条の表第91条第2号アの項</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]		改正後の条例附則第32条の表以外の部分	[略]	改正後の条例附則第32条の表第91条第2号アの項	[略]
[略]													
改正後の条例附則第32条第1項の表以外の部分	[略]												
改正後の条例附則第32条第1項の表第91条第2号アの項	[略]												
[略]													
改正後の条例附則第32条の表以外の部分	[略]												
改正後の条例附則第32条の表第91条第2号アの項	[略]												

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第45条第6項、第46条第3項、第64条、第66条及び第152条第2項の改正並びに附則第15条の3の2第1項、第18条の2、第52条及び第54条の改正並びに第2条の規定及び附則第3条の規定 公布の日
- (2) 第1条中第19条第2項及び第29条の3第4項の改正並びに次条の規定 平成28年1月1日
- (3) 第1条中附則第10条第1項及び第36条の改正並びに附則第4条の規定 平成28年4月1日

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後のさいたま市市税条例（以下「改正後の条例」という。）第19条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 改正後の条例附則第18条の2の表（法附則第15条の8第4項の項に限る。）の規定は、平成27年4月1日以後に新築される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった第1条の規定による改正前のさいたま市市税条例附則第36条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同

条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、改正後の条例第103条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における改正後の条例第106条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第106条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この条において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第106条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第106条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第106条第4項	施行規則第34号の2様	平成27年改正前の地方

	式又は第34号の2の2 様式	税法施行規則第48号の 5様式又は第48号の6 様式
--	-------------------	----------------------------------

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（改正後の条例第100条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、改正後の条例第11条、第106条第4項及び第5項、第106条の2並びに第109条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に

掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	第106条第1項若しくは第2項、	さいたま市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年さいたま市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第4条第6項、
第11条第2号	第106条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第4条第5項
第11条第3号	第45条第1項の申告書（法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。）、第106条第1項若しくは第2項の申告書、第119条第1項の申告書又は第143条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第4条第5項の申告書で同条第6項に規定する納期限
第106条第4項	法第475条第2項	平成27年改正法附則第20条第7項の規定により読み替えて適用する法第475条第2項
第106条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第4条第6項

第106条の2	前条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則 第4条第5項
	当該各項	同項
第109条第2項	第106条第1項又は第 2項	平成27年改正条例附則 第4条第6項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、改正後の条例第107条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が改正後の条例第106条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につ

き430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から前項まで	並びに附則第4条第10項において準用する同条第5項及び第6項
第7項の表第11条の項	附則第4条第6項	附則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第11条第2号の項	附則第4条第5項	附則第4条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第11条第3号の項	附則第4条第5項	附則第4条第10項において準用する同条第5項
	同条第6項	同条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第106条第4項の項	附則第20条第7項	附則第20条第10項において準用する同条第7項
第7項の表第106条第5項の項	附則第4条第6項	附則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第106条の	附則第4条第5項	附則第4条第10項にお

2の項		いて準用する同条第5項
第7項の表第109条第2項の項	附則第4条第6項	附則第4条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

1 1 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

1 2 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から前項まで	並びに附則第4条第12

		項において準用する同条第5項及び第6項
第7項の表第11条の項	附則第4条第6項	附則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第11条第2号の項	附則第4条第5項	附則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第11条第3号の項	附則第4条第5項	附則第4条第12項において準用する同条第5項
	同条第6項	同条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第106条第4項の項	附則第20条第7項	附則第20条第12項において準用する同条第7項
第7項の表第106条第5項の項	附則第4条第6項	附則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第106条の2の項	附則第4条第5項	附則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第109条第2項の項	附則第4条第6項	附則第4条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合に

は市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。) を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 000 本につき 1, 262 円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から前項まで	並びに附則第4条第14項において準用する同条第5項及び第6項
第7項の表第11条の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第11条第2号の項	附則第4条第5項	附則第4条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第11条第3号の項	附則第4条第5項	附則第4条第14項において準用する同条第5項
	同条第6項	同条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第106条第4項の項	附則第20条第7項	附則第20条第14項において準用する同条第7

		項
第7項の表第106条第5項の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第106条の2の項	附則第4条第5項	附則第4条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第109条第2項の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項